

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十八条第三項の規定による処分をしたので、次のとおり公告します。

令和八年一月二十三日

奈良県知事 山下 真

一 処分をした年月日

令和八年一月七日

二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号

有限会社北西興業

北葛城郡王寺町元町二丁目一四番二一一号

取締役 春山芳徳

奈良県知事許可（般一六）第一四〇九二二号

三 処分の内容

建設業法第二十八条第三項の規定による営業の停止命令

1 停止を命ずる営業の範囲

建設業に係る営業のうち、公共工事に係るもの

注 「公共工事」とは、国、地方公共団体、法人税法（昭和四十年法律第三十四号）別表第一に掲げる公共法人（地方公共団体を除きます。）若しくは建設業法施行規則（昭和二十四年建設省令第十四号）第十八条に規定する法人が発注者である建設工事又は民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成十一年法律第百十七号）第二条第二項に規定する特定事業に係る建設工事をいいます。

2 期間

令和八年一月二十三日から同年三月八日までの四十五日間

四 処分の原因となつた事実

有限会社北西興業は、令和四年九月三十日、令和五年九月三十日及び令和六年九月三十日を審査基準日とする経営事項審査を受審するに当たり、実際には常勤していないう者を常勤である者として記載した技術職員名簿を提出し、それに基づき得た総合評定値通知書を公共工事の発注者に提出しました。

このことが、建設業法第二十八条第一項第二号に該当します。